

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 請 願 書 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

平成 2 9 年 第 3 回 市 議 会 定 例 会

飯 塚 市 議 会

「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに  
改正することを求める意見書」の提出を求める請願

（要旨）

原子力損害を賠償するための措置として締結する原子力損害賠償責任保険の賠償措置額（保険金額）は被害状況から見て実態に即していません。賠償措置額を上げ実効性あるものにすよう、原子力損害賠償法（以下、原賠法）改正を求める意見書を提出して頂くことを請願致します。

（理由）

福島第 1 原発事故による事故処理費用は被害の深刻さが明らかになるに連れて増え 21.5 兆円にもなっています。

これに対し、原賠法に則って加入している保険から下りてくる保険金額は上限が 1200 億円です。1200 億円は事故処理費用 21.5 兆円の 0.6% で 1% にもなっていません。

まず、原賠法の一部を紹介します。

（目的）

第 1 条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第 6 条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

（損害賠償措置の内容）

第 7 条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、1 工場若しくは 1 事業所当たり若しくは 1 原子力船当たり 1200 億円（政令で定める原子炉の運転等については、1200 億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

（1 事業所当たりとなっていて 1 基当たりではありません。佐賀県の玄海原発は 4 基ありますが 1200 億円です。）

第 7 条第 2 項以下は省略させていただきます。

原賠法の趣旨からすれば原子力事業者は 1200 億円の賠償措置額（保険金額）で被害者の保護を図らねばならないこととなります。しかし、福島第 1 原発事故で突きつけられたのは、丸 6 年後の今も事故を収束させることもできず、原子力緊急事態宣言は発令中のまま、たまり続ける汚染水をどう処理するのか、放射性廃棄物をどう処理処分するのか、どちらを向いても先は見えてこないという現実です。

被害者に対しては、「除染は終了しました。」「年間の被曝線量は 20 ミリシーベルト以

下に下がりました。」として様々な補助や慰謝料などが打ち切りにされようとしています。また、自主避難者の住宅補助はすでに「避難の必要はない。」として打ち切られました。しかし、放射線被曝への懸念は依然として続いており、最も重要な「被害者の保護と被害者の生活再建」には程遠い状況です。(汚染地域以外の一般公衆の1年間の被曝線量限度は1ミリシーベルトです。2重基準とされています。)

このような現状から、事故処理に掛かる21.5兆円という金額がこのままで済むはずもなく、さらに膨れ上がることは必至でしょう。

現に民間シンクタンク「日本経済研究センター」はこの事故処理費について50兆～70兆円という試算結果を出しています。

事故への十分な備えをしてこなかった東京電力は結果として事故処理費用の一部を、電気料金に上乗せしたり、私達の支払った税金を当てにしたりと国民に転嫁しています。(これは東京電力に限りません。他電力も同じです。)

先に述べましたように、福島第1原発事故で今後も含めて実際に掛かるであろう費用と照らし合わせた時、現行の原賠法は全く実態に合っていません。実際にかかる費用の1%にも満たない金額では保険とは言えないのではないのでしょうか。この1200億円では少なすぎます。

福島第1原発事故は、この法律第7条のままでは第1条の目的を達成できないことを明らかにしました。そうである以上、第7条を実効性のあるものに改正するべきではないのでしょうか。賠償措置額を上げること、最低でもいま試算されている21.5兆円にするよう原子力損害賠償法を改正することを意見書として提出して頂くことをお願いいたします。

平成29年6月12日

飯塚市議会議長 藤 浦 誠 一 様

請願者



紹介議員

瀬 戸 光